

# 食品リサイクル法改正に係る参考資料

# 食品リサイクル法の仕組み

(平成12年6月公布、平成13年5月施行)

主務大臣 (農林水産大臣、環境大臣等)

基本方針の作成

- ・ 数値目標 (平成18年度までに再生利用等の実施率20%以上)
  - ・ 再生利用等の方策 等
- 事業者の判断基準の策定
- ・ 発生抑制の基準
  - ・ 減量の基準
  - ・ 再生利用の基準 等

(実効確保措置)

指導・助言

勧告・命令等 (取組が著しく不十分)

食品関連事業者  
食品の製造、流通、販売、  
外食など (約24万業者)

うち年間排出量100t以上の者  
(約1万7千業者)  
食品廃棄物全体の約5割

(促進のための措置) 登録

再生利用事業者



食品循環資源

食品関連事業者

委託による再生利用を推進

認定

食品関連事業者 (再生利用事業計画)

食品循環資源



特定肥飼料

有機農産物

再生利用事業者



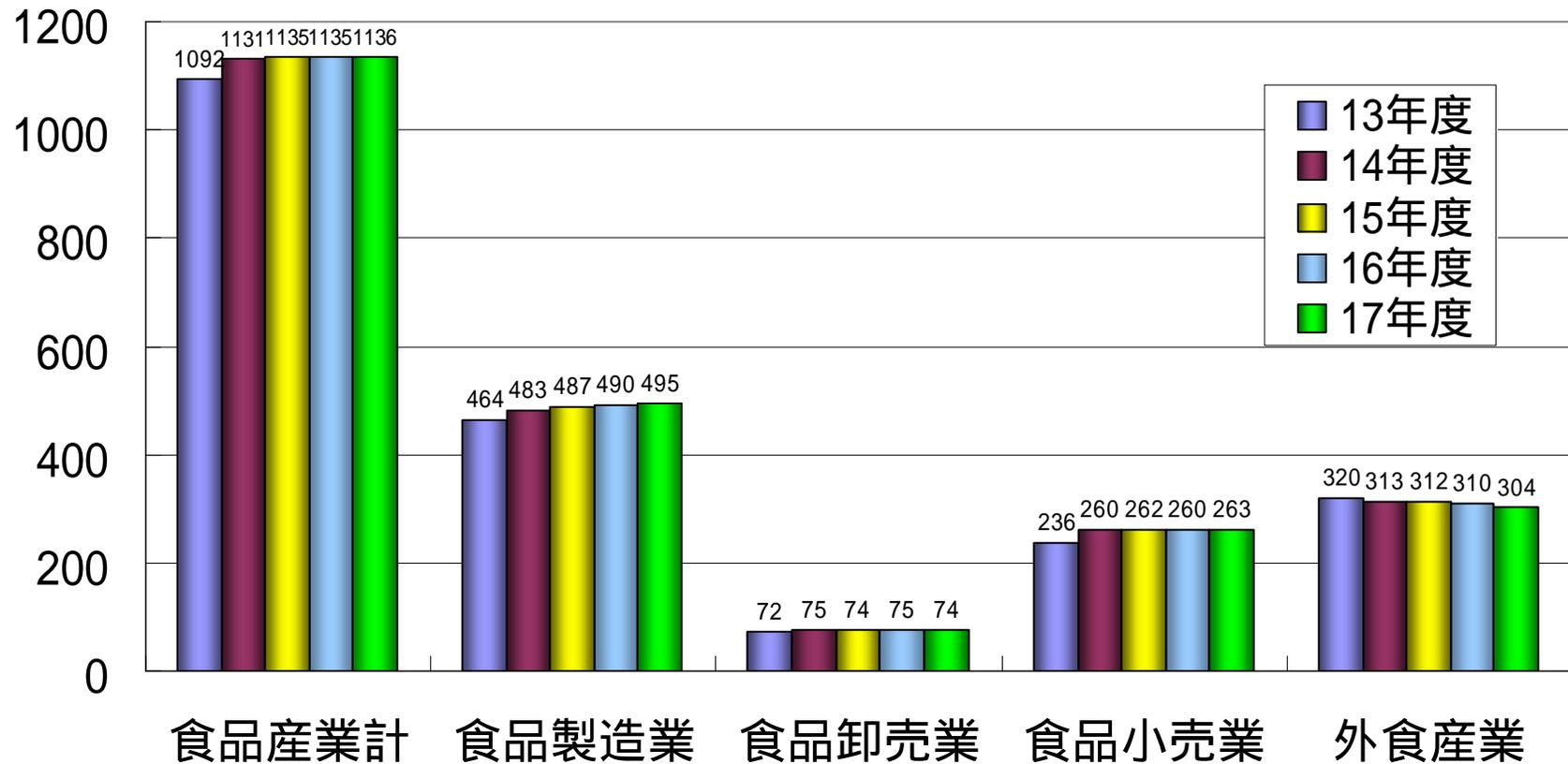
農林漁業者等

利用を含めた計画的な再生利用を促進

- ・ 廃棄物処理法の特例 (荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可不要)
- ・ 肥料取締法・飼料安全法の特例 (農林水産大臣への届出不要)

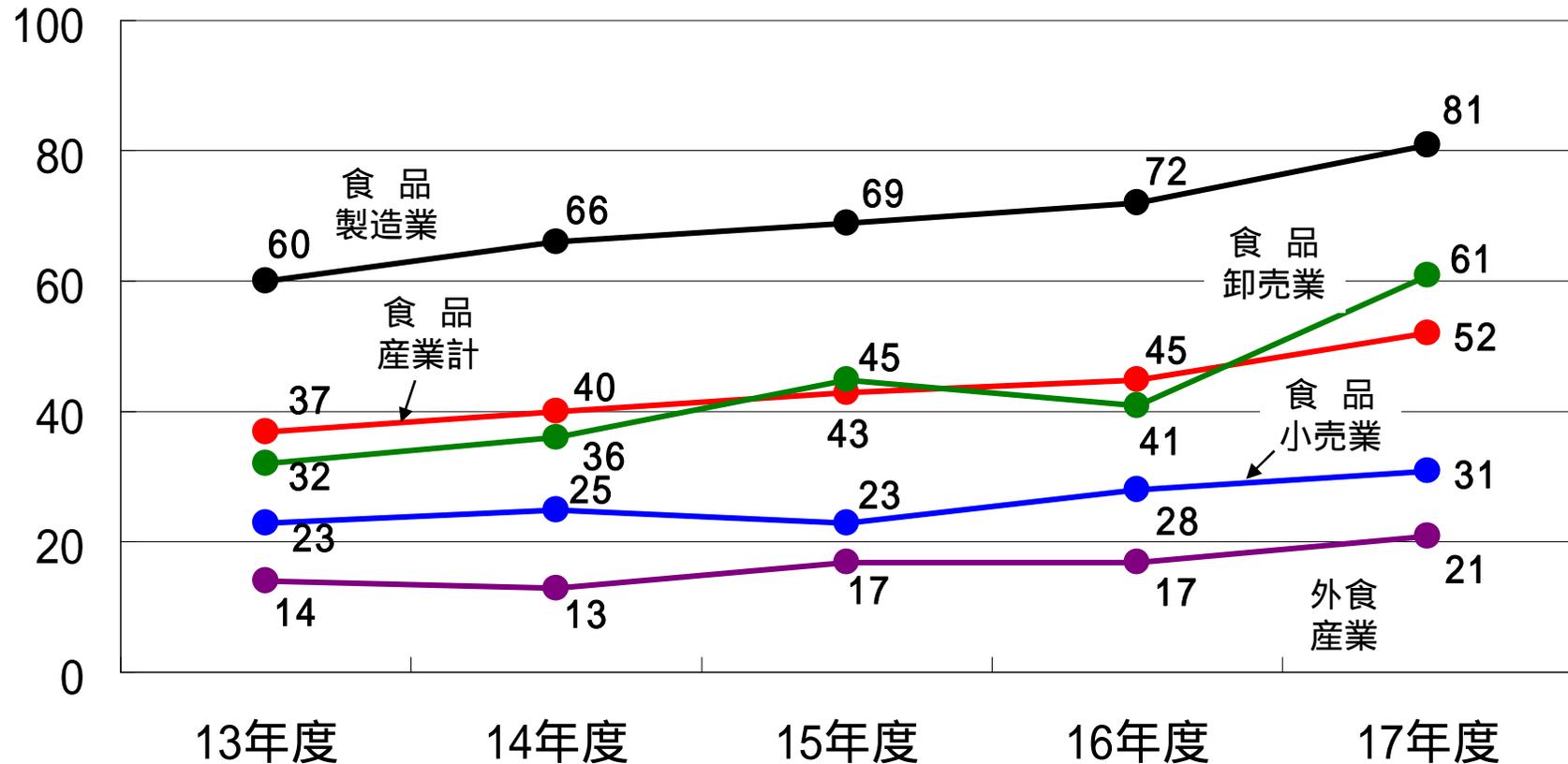
# 食品廃棄物の年間発生量の推移

万トン



出典：農林水産省資料

# 食品循環資源の再生利用等実施率の推移



「再生利用等実施率」とは、食品関連事業者から発生する食品廃棄物等の量のうち発生抑制、再生利用、減量 がなされた量の割合である。

出典：農林水産省資料

# 再生利用等の実施率目標（20％）の達成者割合

	実施率目標達成者割合（平成17年度実績）	
	全体	食品廃棄物等 多量発生事業者
食品製造業	22%	33%
食品卸売業	18%	32%
食品小売業	17%	22%
外食産業	10%	13%
食品産業計	18%	27%

出典：農林水産省資料

# 食品リサイクル法の改正の概要

(平成19年6月成立)

今回の法改正の背景：食品関連事業者の取組に格差（特に食品流通の川下の事業者（小売・外食）の取組が進んでいない）

- ・多店舗・少量排出のため処理コストがかかる
- ・性状・品質が不均一で異物混入のリスクが高い など



食品小売業や外食産業の実施率目標の達成者割合約13%

改正の方向：食品関連事業者（特に川下（食品小売業、外食産業）の事業者）に対する指導監督の強化と取組の円滑化措置

## 食品関連事業者に対する指導監督の強化

### 定期報告義務の創設

食品廃棄物等の発生量が一定規模（年間100トン）以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に定期報告を行う措置を創設する。

### 食品関連事業者のあり方

フランチャイズチェーン事業を行う食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量に、その加盟者において生じる発生量を含めて多量発生事業者であるかを判定する。

## その他

### 再生利用等に「熱回収」を追加

食品循環資源を熱を得ることに利用すること等を「熱回収」として認める。

### 「中央環境審議会」の追加

基本方針や判断基準の策定、食品関連事業者に対する命令に際して意見を聴く審議会に「中央環境審議会」を追加する。

## 食品関連事業者の取組の円滑化

### 再生利用事業計画の認定制度の見直し

農畜水産物等の食品関連事業者による利用を含めた循環型の再生利用事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けた場合には、食品循環資源の収集運搬について、一般廃棄物に係る廃棄物処理法上の許可を不要とする。

